

1. 件名：高浜発電所 保安規定第89条を適用して実施する点検・保修について
2. 日時：令和2年1月27日 11時10分～11時20分
3. 場所：原子力規制庁 2階会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門
吉野企画調査官、小野上級原子炉解析専門官、東原子力規制専門員

関西電力株式会社 東京支社 技術グループマネジャー 他1名

5. 要旨

- 関西電力株式会社から、高浜発電所3号機において、保安規定第89条第3項を適用して点検・保修を実施する予定である旨、提出資料に基づき説明があった。

【対象設備】

高浜3号機 中央制御室非常用循環系

【作業内容】

点検計画に基づき、中央制御室非常用循環系フィルタ性能検査としてよう素除去効率検査及び計画的な中央制御室非常用循環系フィルタの取替えを実施するために、よう素フィルタの抜き取り及び取替えを実施する。

【予定日時】

2020年2月6日 9:00～17:00

【対象設備】

高浜3号機 使用済燃料ピット温度（AM用）、使用済燃料ピットエリア監視カメラ

【作業内容】

点検計画に基づき、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピットエリア監視カメラの定期点検を実施する。

【予定日時】

- ・使用済燃料ピット温度（AM用）

2020年2月17日 9:30～2020年2月19日 17:00

- ・使用済燃料ピットエリア監視カメラ

2020年2月17日 9:30～2020年2月18日 17:00

6. その他

提出資料：計画的に運転上の制限を満足しない場合への移行を伴う作業等連絡票

以上